

千歳市内別川流域蘭越地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針

北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号。以下「条例」という。）第17条第4項の規定に基づき、千歳市内別川流域蘭越地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針を次のとおり定める。

2

1 指定の区域

名称	指定の区域
千歳市内別川流域蘭越地区水資源保全地域	千歳市蘭越10番地2、26番地2、26番地105、27番地1から4まで、28番地1から4まで、29番地1から5まで、30番地1から3まで、30番地18から22まで、30番地25から36まで、31番地2から5まで、60番地、62番地1から4まで、62番地6から9まで、62番地16、62番地22から24まで、83番地、84番地1から3まで、1624番地6、1624番地8、1624番地9 ※千歳市内別川流域蘭越地区水資源保全地域区域図に示すとおり

2 地域別指針

(1) 指定の区域に関する基本的事項

対象区域	当該区域は、地表水から原水を取り入れていることから、上水道の水源である石狩川水系千歳川支流内別川から地表水を取り入れる蘭越浄水場の取水施設が設置されている地点に対する集水地域の全部の区域とした。
面積	1,997,580 m ²
区域設定の考え方	平成3年4月に策定した千歳市「内別川流域の環境保全に関する基本方針」に基づき設定した上水道の水源の水量及び安全性を確保するための区域を集水区域とし、国有林を除いた区域を水資源保全地域とした。
対象区域の状況	対象区域は、国土利用計画法に基づく北海道土地利用基本計画において森林地域および都市地域に区分されているほか、森林法に基づく千歳市森林整備計画において水源涵養林（水資源保全ゾーン）に指定される森林が所在する区域である。 また、取水する内別川は、源流部が国有林の水源かん養保安林に隣接し、環境庁の名水百選に選定されるなど千歳市民の貴重な財産であることから、千歳市は内別川流域の環境保全に関する基本方針を定め水資源かん養、自然保護等に努めているほか、対象区域内には史跡ウサクマイ遺跡群があり、千歳市自然環境保全条例により第1種自然環境保全地区に指定し保護に努めている。

	さらに、千歳市蘭越浄水場の取水施設（給水人口：93,314人、給水量：32,171 m ³ /日）の周辺区域であることから、水量や水質への悪影響がないよう、適正な土地利用の確保を図る必要がある。
--	--

(2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要があることから、千歳市内別川流域蘭越地区水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

- ア 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。
- イ 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。
- ウ 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること。

別表

要件	必要な手続等		要件
土地取引行為を行う場合	事前届出	土地に関する権利を有している者は、契約の3个月前に、その旨知事に届け出ること。	北海道水資源の保全に関する条例
一定面積以上の土地取引行為を行う場合	事後届出	市街化調整区域であり、5,000m ² 以上の土地の場合、土地取得者（買主等）は、契約締結後の2週間以内に、千歳市長を経由して、知事に届け出ること。	国土利用計画法
新たに森林所有者となった場合	事後届出	新たに森林の所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に、千歳市長に届け出ること（国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要）。	森林法

要件	必要な手続等		要件
国内非居住者が不動産を取得する場合	事後届出	国内に居住していない者が不動産を取得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること。	外国為替及び外国貿易法
国指定史跡名勝天然記念物の所有者となった場合	事後届出	国指定史跡名勝天然記念物の新たな所有者となった場合は、20日以内に文化庁長官に届け出ること。	文化財保護法
土地利用を行う場合	北海道土地利用基本計画に沿った土地利用を行うこと。	北海道土地利用基本計画の土地利用計画図において、「都市地域」として、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域と位置づけられている区域があることから、土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び安全で機能的な都市基盤の整備等に配慮するなど、同計画に基づいた土地利用に努めること。	国土利用計画法
		北海道土地利用基本計画の土地利用計画図において、「森林地域」として、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域と位置づけられている区域があることから、土地利用については、森林の有する諸機能が発揮されるようその整備及び保全を図るなど、同計画に基づいた土地利用に努めること。	
建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合	許可	市街化調整区域であることから、建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合、知事等の許可（開発許可）を受けること。	都市計画法
市街化調整区域に建築物等を建築する場合	許可	市街化調整区域であることから、建築物等を建築する場合、知事等の許可（建築許可）を受けること。	都市計画法

要件	必要な手続等		要件
一定規模を超える建築物等の建設、開発行為等の行為を行う場合	事前届出	高さ 13m 又は延べ面積 2,000 m ² を超える建築物の新築・増改築及びいずれかの立面の 2 分の 1 を超える外観の修繕等、高さ 5m を超える柵など一定規模を超える工作物の設置、土地の面積が 10,000 m ² 又は法面・擁壁の高さが 5m を超える開発行為を行う場合は、着工の 30 日前までに知事に届け出ること。	景観法
屋外広告物を掲出する場合	禁止	屋外広告物の禁止地域に指定されている地域があることから、区域内で屋外広告物を掲出してはならない。	北海道屋外広告物条例
	許可	屋外広告物の許可地域に指定されている地域があることから、区域内で屋外広告物を掲出する場合は知事の許可を受けること。	
森林施業を行う場合	市町村森林整備計画に沿った森林施業を行うこと。	森林施業を行う場合は、千歳市森林整備計画において、水源涵養林（水資源保全ゾーン）にゾーニングされていることから、伐採面積の縮小など同計画に即した施業に努めること。	森林法
民有林の立木の伐採等を行う場合	事前届出	民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を始める 90 日から 30 日前までに、伐採及び伐採後の造林の方法等を千歳市長に届け出ること。	森林法
1ha を超える森林の開発行為を行う場合	許可	地域森林計画の対象となっている民有林において 1ha を超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事等の許可を受けること。	森林法
3,000 m ² 以上の土地の形質の変更を行う場合	事前届出	3,000 m ² 以上の土地の形質を変える行為を行う場合は、着手予定日の 30 日前までに、知事に届け出ること。	土壌汚染対策法
特定の開発行為を行う場合	許可	1ha 以上の 1 団の土地について行われるスキー場・キャンプ場・乗馬場・射撃場・アーチェリー場・車両競争場の建設、これらの施設を 2 以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取を行う場合は、知事の許可を受けること。	北海道自然環境等保全条例

要件	必要な手続等		要件
専用水道の設置等を行う場合	事前確認	一定規模以上の自家用水道等を設置する 場合などは、工事着手前に千歳市長の確 認を受けること。	水道法
自家用工業用水道の 布設を行う場合	事後届出	給水量が一日当たり5千立方メートルを 超える自家用工業用水道を布設した場 合は、給水開始後すぐに経済産業大臣に届 け出ること。	工業用水道事業 法
汚水又は廃液を排出 する施設を設置する 場合	事前届出	有害物質を含む汚水又は廃液を排出する 施設（特定施設）を設置する場合は、工 事に着手する60日前までに知事に届け 出ること。	水質汚濁防止法
下水道法による特定 施設を設置する場合	事前届出	人の健康や生活環境に悪い影響を与える 物質を排出するおそれのある施設として 法令に定める特定施設の設置等を行う場 合は、着工の60日前までに、千歳市長 に届け出ること。	下水道法
廃棄物処理施設を設 置する場合	許可	廃棄物処理施設を設置又は変更する場 合は、知事の許可を受けること。	廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律
廃棄物処理施設のう ち一定の施設を設置 する場合	事業計画書 の提出	廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置 又は変更する場合は、水道水源となる原 水に影響を与えるおそれがないよう配慮 等し、知事の求める事業計画書を提出す ること。	北海道循環型社 会形成の推進に 関する条例
土砂災害特別警戒区 域内で開発行為等 を行う場合	許可	土砂災害特別警戒区域に指定されている 区域があることから、区域内で老人ホー ム・病院などの災害時要援護者関連施設 の建築や住宅宅地分譲などの用途で開発 行為を行う場合は、知事の許可を受ける こと。	土砂災害警戒区 域等における土 砂災害防止対策 の推進に関する 法律
周知の埋蔵文化財包 蔵地で土木工事等 を行う場合	事前届出 事前協議	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等 を行う場合は、着工の60日前までに北海 道教育委員会に届け出ること。 また、事業地内に包蔵地がある、隣接す る、所在する可能性がある場合、総工事 面積が1ha以上の場合は、開発事業等 の計画策定時に包蔵地の有無等を地元教 育委員会に照会の上、必要に応じ北海道 教育委員会に協議すること。	文化財保護法

要件	必要な手続等		要件
国指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う場合	許可	国指定史跡名勝天然記念物に指定された区域があることから、当該記念物の現状の変更、保存に影響を及ぼす行為をする場合は、文化庁長官の許可を受けること。	文化財保護法
特定工場を設置等する場合	事前届出	敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積 3,000 m ² 以上の特定工場（製造業、電気・ガス・熱供給業者）を設置、変更等を行う場合は、工事等の開始の90日前までに、千歳市長に届け出ること。	工場立地法
鉱物を採掘する場合	認可	鉱物資源の採掘を行う場合は、鉱業権の設定を受けた後、鉱業実施の基本計画となる施業案を定め北海道経済産業局長の認可を受けること。	鉱業法
鉱物を探査する場合	許可	地震探鉱法による鉱物の探査を行う場合は、北海道経済産業局長の許可を受けること。	鉱業法
砂利を採取する場合	認可	砂利の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事又は河川管理者等の認可を受けること。	砂利採取法
岩石を採取する場合	認可	岩石の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事等の認可を受けること。	採石法
河川の流水や敷地の利用を行う場合	許可、届出	河川の流水・土地の占用、土石の採取、河川敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積などを行う場合は河川管理者の許可を受けること。また、1日一定量以上の汚水を河川に排出する場合は、河川管理者に届け出ること。	河川法及び千歳市普通河川条例
温泉の採取等を行う場合	許可	温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の採取、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合は、知事等の許可を受けること。	温泉法
ホテル、旅館などの経営を行う場合	許可、届出	ホテルや旅館などの旅館業の経営を行う場合は、知事等の許可を受けること。また、施設等の変更や廃止を行う場合は届け出ること。	旅館業法

要件	必要な手続等		要件
ゴルフ場の開発を行う場合	事前協議	ゴルフ場の開発については、知事に事前に協議すること。	ゴルフ場開発の規制に関する要綱
工作物の設置、土地の形質の変更等を行う場合	事前届出	千歳市自然環境保全条例第1種自然環境保全地区に指定されている区域があることから、工作物の設置、土地の形質の変更、土石等の採取、水面の埋立、木竹の伐採等を行う場合は、事前に千歳市長に届け出ること。	千歳市自然環境保全条例
開発行為等を行う場合	事前協議	都市計画法の許可が必要な開発行為、土地区画整理法の許可が必要な土地区画整理事業、北海道自然環境保全条例の特定開発行為等を行う場合は、千歳市長に協議を行うこと。	環境保全に関する要綱（千歳市） 千歳市自然環境の保全に関する指導基準（千歳市）
土地利用を行う場合	内別川流域の環境保全に関する基本針に沿った利用を行うこと	千歳市では、「内別川流域の環境保全に関する基本方針」を定め、内別川流域の環境保全に努めていることから、同方針に沿った土地利用を行うこと。	内別川流域環境保全に関する基本方針（千歳市）

※本表は、根拠法令等の改正等があった場合は随時更新するものとする。